

令和 2 年（2020 年）3 月 2 日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

八王子市として、新型コロナウイルス感染症について、感染予防と感染拡大防止のため、保育所において感染者が発生した場合の対応等についてお知らせいたします。

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内でも、多くの発症事例が報告されています。感染の流行を早期に終息させるためには、今が極めて重要な時期であることから、八王子市では、国の方針に基づき、次の点について市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

(1) 新型コロナウイルス感染症の症状の特徴

- 咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が感染の主体です。ただし、閉鎖空間で近距離で多くの人と会話するなどの一定の環境下であれば、咳やくしゃみなどがなくても感染するリスクがあります。
- 発熱や倦怠感（強いだるさ）、呼吸困難（息苦しさ）の症状が一週間前後続くことが多いです。
- 新型コロナウイルス感染症にり患していても、軽症の事例もあります。

(2) 手洗い、咳エチケット等の日常生活における感染対策

- 手洗い、咳エチケット等を徹底してください。
- 発熱などの風邪の症状があれば、外出を控えてください。やむを得ず外出する場合には、マスクを必ず着用してください。

(3) 発熱等の風邪症状が見られる場合

- 発熱などの風邪の症状が見られる場合は、まずは自宅で療養してください。
- 風邪の症状や発熱（37.5 度以上）が 4 日以上続く場合は、市コールセンター（※）または、ご自身のかかりつけ医に最初に相談してください。
- 高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすいため、症状が 2 日程度続く場合はご相談ください。

※ 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター） TEL042-645-5195
（平日夜間・土日祝日は TEL03-5320-4592 へ）

その他、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市ホームページに掲載しております。

2 感染拡大防止のためのお願い

登園前に体温を計測し、子どもに発熱等が認められる場合には、保育所等の利用をお断りする取扱いとなります。お子様の健康状態の確認も含め、ご理解とご協力をお願いします。

（参考）「保育所等における感染拡大防止のための留意点」（令和 2 年 2 月 25 日付け厚生労働省通知抜粋）
（子どもについて）

保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、

発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

3 新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

八王子市では、新型コロナウイルス感染症が発生していない保育所等を含む市内全域での一斉休園は行いませんが、市内保育所等において、在園児または保育士等に感染者が 1 人でも発生（検査により陽性と診断）した場合は、当該施設を臨時休園とします。

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該園児の保護者に対し、登園を避けるよう要請します。ご理解とご協力をお願いします。

(注) 令和 2 年 3 月 2 日現在の取扱いであり、今後市内全域に新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合や、国の見解の変更等により、適宜見直す場合があります。

(参考)「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」
(令和 2 年 2 月 25 日付け 厚生労働省通知抜粋)

(子どもが感染した場合について)

- 1 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
- 2 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

(子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について)

- 3 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。

4 登園自粛のお願い

全国の小学校、中学校、高等学校等が一斉臨時休業することに伴い、小学生の子どもを持つ保育士等が仕事に出られずに、保育に必要な配置基準を満たせなくなる可能性があります。

そのため、小学生のきょうだいがいる家庭などで、仕事を休んで自宅で園児を見ることができの方は、登園の自粛や早めのお迎えにご協力いただきますようお願いします。